

障害者差別解消法(改正法)対応表(法→条例)

障害者差別解消法(改正後)		山梨障害者幸住条例	
第3条(国及び地方公共団体の責務)		第6条(市町村との連携)	
(第1項 略)			
2	<u>国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</u>	※追加	<p>県は、市町村と連携し、かつ、協力して、共生社会を構築するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。</p> <p>2 県は、市町村が共生社会を構築するための施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。</p>
第6条(障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針)			
	政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。	※一部改正	(条文なし)
2	<p>基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向</p> <p>二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項</p> <p>三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項</p> <p><u>四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項</u></p> <p>五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項</p>	国が定めるべき基本方針についての規定。基本方針に掲げる事項に、「国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項」を追加。	
(第3項～第6項 略)			
第8条(事業者における障害を理由とする差別の禁止)		第31条(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)	
(第1項 略)			
2	事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を <u>しなければならない</u> 。	※一部改正 事業者の行う合理的配慮の規定。「努力義務」が「義務」となった。	2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。
第14条(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)		第32条(特定相談)	
	国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう <u>人材の育成及び確保のための措置その他の</u> 必要な体制の整備を図るものとする。	※一部改正 「人材の育成・確保のための措置」が追加された。	<p>障害者及びその家族その他の関係者は、知事に対し、次に掲げる相談(次項、第三十四条第一項第二号及び第三十五条第三項において「特定相談」という。)を行うことができる。</p> <p>一 県又は事業者が関与する第三十条各号に掲げる取扱いその他の障害を理由とする障害者でない者との不当な差別的取扱いに関すること。</p> <p>二 県又は事業者が行う社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関すること。</p> <p>2 知事は、特定相談があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>一 特定相談の内容に応じ、当該特定相談に係る関係者に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。</p> <p>二 特定相談に係る関係者相互の調整を図ること。</p>

			<p>第33条(障害者差別地域相談員)</p> <p>知事は、次に掲げる者に、前条第二項各号に掲げる措置に係る業務(第三十五条第一項及び第三項並びに第三十七条第一項において「特定相談業務」という。)の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員</p> <p>二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、障害者の福祉の増進に関し熱意と識見を有する者であつて知事が適当と認めるもの</p> <p>2 前項の規定により委託を受けた者は、障害者差別地域相談員と称する。</p> <p>3 障害者差別地域相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。</p> <p>4 障害者差別地域相談員又は障害者差別地域相談員であった者は、正当な理由なく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>第34条(障害者差別解消推進員)</p> <p>知事は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 障害者差別地域相談員に対する指導及び助言</p> <p>二 特定相談に係る法務局及び地方法務局、都道府県労働局その他の関係機関との連絡調整</p> <p>2 前項各号に掲げる業務に従事する職員は、障害者差別解消推進員と称する。</p> <p>第35条(指導及び助言並びに情報の提供)</p> <p>障害者差別地域相談員は、特定相談業務について、必要に応じて、障害者差別解消推進員に対し、指導及び助言を求めることができる。</p> <p>2 障害者差別解消推進員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うとともに、必要に応じて、障害者差別地域相談員と協力して第三十二条第二項二号に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>3 障害者差別解消推進員は、障害者差別地域相談員が可能な限り特定相談業務を遂行したにもかかわらず、当該特定相談業務に関する事案を解決することが困難であると認めた場合は、当該特定相談業務に係る特定相談を行った者の意向を確認の上、前条第一項二号の関係機関に連絡し、及び当該特定相談に関する情報を提供するものとする。</p> <p>第36条(連携及び協力)</p> <p>専門的知識を有し障害者に関する相談を受ける者は、県及び障害者差別地域相談員と連携し、障害を理由とする差別を解消するための取組に協力するよう努めるものとする。</p>
第16条(情報の収集、整理及び提供)			
(第1項 略)			
2	<p><u>地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。</u></p>	※追加	(条文なし)